

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し
（税 務 課） 一
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請
（廃棄物対策課） 一
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請
（ 同 ） 二
- 救急医療機関の認定
（医療政策課） 二
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧
（農村整備課） 二
- 公有水面埋立ての免許
（水産業基盤整備課） 三
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧
（都市計画課） 三
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出
（北部地方振興事務所） 三
- 土地改良区の定款変更の認可（二件）
（ 同 ） 四
- 土地改良事業計画変更の認可
（ 同 ） 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
（議会事務局総務課） 四

告 示

- 宮城県告示第二百五十五号
宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第二百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。
令和六年四月十二日

氏名又は名称

代表者の氏名

主たる事務所等の所在地

指定取消しの年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

北石石油株式会社

代表取締役
飯塚 仁哉登米市東和町米谷字根郭百二十
二番地の六

令和五年九月十五日

○宮城県告示第二百五十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

令和六年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
- 1 名称 株式会社 BWM
- 2 所在地 宮城県仙台市青葉区大町二丁目十番十四号
- 3 代表者の氏名 代表取締役 齋藤 博
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目三番十七
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- がれき類等の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七号第八号の二）
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 木くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- 五 申請年月日
- 令和六年三月二十五日
- 六 縦覧場所等
- 1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
- 2 縦覧期間 令和六年四月十二日から令和六年五月十三日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）
- 七 意見書の提出期限等
- 1 提出期限 令和六年五月二十七日

- 2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること）。

○宮城県告示第二百五十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和六年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 有限会社東北シーアールデー
 - 2 所在地 宮城県登米市南方町沼崎前一二二番地の一
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 後藤 福子
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 宮城県登米市南方町沼崎前一二二番地一
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
 - 廃プラスチック類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第七号）
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 廃プラスチック類
- 五 申請年月日
 - 令和六年三月二十八日
- 六 縦覧場所等
 - 1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）
 - 2 縦覧期間 令和六年四月十二日から令和六年五月十三日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 令和六年五月二十七日
- 2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること）。

○宮城県告示第二百五十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和六年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
公益財団法人宮城厚生協会 古川民主病院	大崎市古川駅東二丁目十一番十四号	令和六年四月十日	令和九年四月九日

○宮城県告示第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業日向地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
 - 令和六年四月十五日から令和六年五月十六日まで

三 縦覧場所

仙台市青葉区役所

○宮城県告示第二百六十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

令和六年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

令和六年四月五日

二 免許を受けた者の名称

第一種万石浦漁港管理者 女川町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種万石浦漁港区域内

牡鹿郡女川町針浜字唐松五三及び四一に隣接した公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結ぶ春分秋分の満潮位（DL+1.六〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

イの地点 牡鹿郡女川町針浜字唐松五三番地内に設置された漁港基点（北緯三八度二五分二

九・九五二九秒 東経一四一度二五分〇八・三七二九秒）から二二二度四五分四

一秒 八〇・九五メートルの地点

ロの地点 イの地点から 三〇四度二分〇一秒 一九・六七メートルの地点

ハの地点 ロの地点から 三四度二分四六秒 六五・〇〇メートルの地点

ニの地点 ハの地点から 一二四度二分五五秒 八・二二メートルの地点

(三) 面積

五二一・八一平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種万石浦漁港区域内

牡鹿郡女川町針浜字唐松五三及び四一 地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びAの地点とFの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 牡鹿郡女川町針浜字唐松五三番地内に設置された漁港基点（北緯三八度二五分二

九・九五二九秒 東経一四一度二五分〇八・三七二九秒）から二〇七度三七分五

九秒 七七・五四メートルの地点

Bの地点 Aの地点から 二二四度二分四五秒 七・七四メートルの地点

Cの地点 Bの地点から 二二〇度一七分四五秒 二一・八三メートルの地点

Dの地点 Cの地点から 三〇四度二分四八秒 七二・一四メートルの地点

Eの地点 Dの地点から 三四度二分四五秒 一二七・七六メートルの地点

Fの地点 Eの地点から 一二四度二分四六秒 六八・四六メートルの地点

(三) 面積

七、三八九・九四平方メートル（施行区域）

(四) 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第二百六十一号

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

五反田・亀岡地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川堰土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和六年四月十二日

一 就任した者

令和六年四月一日	和泉 善一雄	黒川郡大衡村駒場字欠下一番地三十	理事
令和六年四月一日	浦山 宗明	加美郡色麻町大字上新町六十五番地	理事
令和六年四月一日	佐々木 善男	加美郡色麻町一の関字松木沢三番地	理事
令和六年四月一日	浅野 眞悦	大崎市三本木坂本字寺嶋八番地	理事
令和六年四月一日	菅原 雄記	大崎市三本木斉田字真岸十二番地	理事
令和六年四月一日	山本 信悟	黒川郡大衡村駒場字小堤五番地一	理事
令和六年四月一日	伊藤 昌範	黒川郡大衡村大衡字吹付百四十三番地	監事
令和六年四月一日	佐藤 光男	加美郡色麻町四竈字土器坂六十五番地	監事
令和六年四月一日	稲村 和男	大崎市三本木蟻ヶ袋字山畑十四番地	監事

宮城県北部地方振興事務所
 所 長 稲 村 伸

二 退任した者

令和六年三月三十一日	菅原 正彦	大崎市三本木斉田字屋敷三十九番地	理事
令和六年三月三十一日	和泉 善雄	黒川郡大衡村駒場字欠下一番地三十五	理事
令和六年三月三十一日	浦山 宗明	加美郡色麻町大字上新町六十五番地	理事
令和六年三月三十一日	伊藤 昌範	黒川郡大衡村大衡字吹付百四十三番地	理事
令和六年三月三十一日	小坂 弘是	大崎市三本木坂本字山崎十六番地	理事
令和六年三月三十一日	佐々木 善男	加美郡色麻町一の関字松木沢三番地	理事

令和六年三月三十一日	細川 運一	黒川郡大衡村大衡字柵木百三十八番地	監事
令和六年三月三十一日	佐藤 光男	加美郡色麻町四竈字土器坂六十五番地	監事
令和六年三月三十一日	伊藤 祐治	大崎市三本木音無字館下三番地三	監事

○宮城県告示第二百六十三号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年四月三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月十二日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 稲 村 伸

○宮城県告示第二百六十四号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年四月三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月十二日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 稲 村 伸

○宮城県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、江合川沿岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和六年四月三日認可した。

令和六年四月十二日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 稲 村 伸

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県議会ネットワーク構築等業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び宮城県議会ネットワーク構築等業務仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から令和十一年八月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県議会庁舎
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 一 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

- 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 2 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 8 入札参加資格申請場所 登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、郵送による場合は、令和六年四月二十三日（火）までに必着、持参による場合は、令和六年四月二十四日（水）午後五時までに本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ申請すること。
- 三 入札書の提出場所等
 - 1 一般競争入札参加資格審査
 - (一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、郵送による場合は、令和六年四月三十日（火）から令和六年五月九日（木）午後五時までに必着、宮城県物品等電子調達システム又は持参による場合は、令和六年四月三十日（火）から令和六年五月十日（金）午後五時までの間に必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに
応じなければならない。

2 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 令和六年五月十六日(木) 午後一時から令和六年五月二十四日(金) 午後五時
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期間 令和六年五月十六日(木) 午後一時から令和六年五月二十四日(金) 午後五時
までに必着とする。ただし、入札書を持参する場合は、令和六年五月二十七日(月) 午前十
時まで提出できるものとする。

ロ 提出場所 〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県議会事務局総務課

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

3 契約条項及び契約条件を示す場所

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県議会事務局総務課

4 入札説明書及び仕様書の交付場所

右記3契約条項及び契約条件を示す場所と同じ。

5 開札の日時及び場所

令和六年五月二十七日(月) 午前十時

6 問い合わせ先

宮城県議会事務局総務課総務班(担当 藤原 路子 電話〇二二二二二一三五六二)

4 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

- 1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単
位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定に
よる。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った

者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効と
する。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のな
い者のした入札は、無効とする。

5 入札金額 入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の百分の十に相
当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた
金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者
であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するため必要な一切の
諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有
効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二者以上あるときは、宮城県物品等電子調達システムの電
子くじ機能により落札者を決定する。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの有無 無

8 契約書の作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対
象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出
予算が不成立となった場合の取扱いについては契約書(案)に示すとおりとする。

10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Construction of LAN network for Miyagi
Prefectural Assembly and other services

2 Contract Period : From day of contract settlement to August 31, 2029 (Fri).

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Assembly Building 3-8-1 Honcho, Aoba-ku,
Sendai City, Miyagi Prefecture

4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : May 27, 2024 (Mon), 10 : 00 AM General
Affairs Division, Miyagi Prefectural Assembly Building, 1st Floor

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : May 24, 2024 (Fri), 5 : 00 PM

6 Time and Place for Bid Selection : May 27, 2024 (Mon), 10 : 00 AM General Affairs Division,
Miyagi Prefectural Assembly Building, 1st Floor

7 Contact Information : Public Relations Section, Policy and Research Division, Prefectural
Assembly Secretariat 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN
Tel: 022-211-3592